

第4回市民自治推進委員会議事概要

1 日 時 令和6年2月1日（木） 13:00～15:15

2 会 場 鳥取市役所本庁舎 6階 第7会議室

3 出席者

(1) 委 員 神部委員、佐藤委員、鈴木委員、田中委員、谷口委員
椿委員、徳田委員、中川委員、松本委員（50音順）9名出席

(2) 鳥取市 協働推進課：北村課長、西垣課長補佐、林係長、小川主事

5 議 事

(1) 協議事項

① 自治基本条例の見直しについて【資料1】

(事務局) 【資料1説明】

《自治会について》

(委員長) 小委員会では加入促進の文言を追加した方が良いのではというご意見をいただきました。一方で前回の本委員会では、基本条例という性質からも強制力を働かせるのは良くないのではないかとというご意見もあり、その辺を踏まえて事務局としては一旦本条例にはそぐわないのではないかとという方向で整理している。まずは、自治会に関して補足やご意見をいただきたい。

(委員) まず一点目として、自治会町内会の加入促進というのは近々の課題なので何とかしなくてはいけないという共通の認識として持っている。それを踏まえて、この自治基本条例がどういう位置づけなのかを考えた時に、一般論として「基本〇〇」というものは「個々の規定に対して補充的に用いる」という役割があり、市がどういう方針で考えているのかを示すものがこの基本条例になる。そう考えると、個別具体的な内容を書き込むというよりも、本条例には方針だけを示すこととして、自治会町内会の加入促進についてはしっかり議論したうえで、札幌市のように別立ての条例を作っていくのが良いのではないかと考える。

(委員長) 前回の見直し時でも、「本条例は理念条例である」という話はあがっており、今年度の委員会の流れも踏まえると細かくは定めない方向で整理できたと思う。ただ、条例そのものの文言としては今のような形でありつつも、本委員会の答申としては、「地域の課題として自治会の加入率が下がっているということは認識しており、それに対し何か策を講じねばならないという議論になっているため、細かいところで動けるような政策を求める。」といった形で、この委員会の中でしっかり議論をされたことをお伝えしたい。

《定義について》

(委員) 本条例に自治会を定義づけておくと、次の加入促進という動きがしやすくなるため、定義づけは必要だと考えている。もっと言えば、自治会町内会だけではなく自治会町内会の集合体である自治連合会の定義ができると、次の動きがしやすくなるのではないかと思う。現時点では全く何の定義もなく、フワッとした形になっており、市からも介入しづらく、自治連からも連携が取りにくい状況であることから、根拠として定義づけが必要ではないかと思う。

(委員) 自治連合会の定義について賛成。市民の皆さんに示していくという意味合いからも、言葉を形にしてそれを認識してもらい、理解してもらいが必要だと思う。

(委員) 総務省から地域コミュニティに関するホームページが開設されている。全国的にも同様の課題が出ており、それに対する解決方法についても調査研究が進められている。地域コミュニティを明文化し、加入促進がなぜ必要なのか、どんな手法で進められているのかを参考にしてみてもどうか。

(委員長) 事務局で確認してもらい、必要な資料は委員会でも活用できればと思う。

(委員) テーマコミュニティは、鳥取市ボランティア・市民活動センターに登録されている団体だろうか。

(事務局) 登録されている団体に限定しているものではない。登録の有無に関わらず市内で活動されている団体はテーマコミュニティに含まれる。

(委員) テーマコミュニティとは一体何なのか皆さんわからないのではと感じる。

(委員長) 法人格はないけれどまちづくり活動を行っている団体も含めて、最近はまとめて「NPO 等」と表現することが多い。

(委員) 自治体によって表現はまちまちかと思うが、最近よく目にする表現として「NPO 等」の表記が多い。まだまだ一般的ではないが、都会では「非営利団体(組織)」という表現で、公益や教育のために活動している団体組織とすることも目にするようになってきた。

(委員) 非営利団体という表現は良いと思う。「営利」という言葉はよく誤解を生むのだが、「お金儲け」を意味するのではなく、「儲けたものを分配する」というところまでを含む。株に投資してその分配金をもらう場合は、株を売った側が営利として扱われるが、神社はお守りを売っているが収入を分配していないので営利とはならない。ここで非営利団体と書くのは問題ないことだと思う。

(委員) 非営利団体という表現には、法人格の有無は関係してくるのだろうか。この表現に含まれるのが、法人格を有するものに限定されてしまうと法人格のないものを別途規定しなくてははいけない。

(委員長) 非営利団体には、法人格をもっている団体もあれば、任意団体として非営利の分野を取り組んでいる団体もいる。非営利活動自体は法人格の有無に関わらずできるものであり、非営利団体と表記ができる。

(委員) 逐条解説をつくる際はかなり詳しく書いた方が良いかもしれない。

(委員) 法人格に関連して、認可地縁団体について調べていたところ、鳥取市内でも230以上の認可地縁団体があることが分かった。今まであまり知らなかったもので、市民の皆さんにもわかるような形で広報していくこともお願いしたい。小規模多機能自治として、主体となってまちづくりを行っていく機運も高まるのではないかと感じた。

(委員長) 町内会として認可地縁団体になっているところが多く、団体として事業をされている地域も実際ある。

(委員長) 一旦テーマコミュニティという表現はいただいたご意見のような形でわかりやすい表現にして、活動されている団体やNPO法人などテーマ型で動かされて

いる人たちも自治に参画しているということが表現できればいいと思う。

《事業者の役割および責務について》

(委員) この条例は事業者の方々に浸透するだろうか。どのような形で認知してもらおうことを考えているか。

(事務局) 具体的に決まっているものではないが、庁内関係部署をはじめとした関係機関を通じて事業者の方へ情報提供ができるように進めたいと考えている。

(委員) 私の地域のまちづくり協議会では事業者部会を入れようと考えている。地域内には事業所が多くあり、どういう形でまちづくり協議会の中に組み込んでいこうかと思案中。「地域をよくしていこう！そのためには住民だけではなく事業者も一緒にみんなでやっていきましょう！」というコンセプトを組織の中に組み込んでいきたいと考えている。

(委員長) 一旦今書いているような形で、やんわりと取りやすい形にして、各地で具体的な事例が集まった際に見直しの必要が出てくるのではないかなと思う。

《コミュニティについて》

(委員) 自治会とまちづくり協議会（地域運営組織）の役割について、書きぶりが似ているように感じた。地域運営組織は横の連携を図り集約する、自治会は実行組織として機能する。そのあたりを落とし込んだ文面にできないだろうか。

(委員) 市は小規模多機能自治をどのような形で進めるものと考えているのだろうか。私の地域では、地域運営組織に含まれる組織が各々の分野で活動しながらも、その中で横の連携・協議しながら進めていくような形をとっている。

(事務局) 小規模多機能自治により地域の自治は進んでいくと認識している。ただ、地域の実情に応じてまちづくり協議会の取組は進められるものであり、市内の地区を比較しても組織の規模や成り立ちは大きく異なるので、一律に考えにくいものと考えている。新市域の人口減少は既に進んでおり、地域を支える人材が少ない状況の中でも求められることは多くあると思う。地域の特性を生かしながら、地域が本当に必要なものを選んでいく体制がとれればと感じている。

(委員) 自治会の役員とまちづくり協議会の役員は兼ねているものか。

(委員) 私の A 地域ではほとんど兼ねていると認識している。

(委員) 自治会とまちづくり協議会是对比して書かれているものの、役員は兼ねている現状があり、ほぼ一体となっているイメージがある。自治会とまちづくり協議会はどのような位置付けにあるのか。

(委員) A 地域を例に挙げると、自治会では町内会長が集まって話し合いを行うが、まちづくり協議会では町内会長はもちろんのこと、地区組織の代表者、さらには参加したいと手を挙げた住民も委員として参加している。地域全体で連携をとりながら、地域が抱える課題についてそれぞれの分野で意見を出し合い、解決に向かってベクトルを1つにしていく。まちづくり協議会の大きな役割は、横の連携を図ってまとめることだと考えている。

(委員) 自治会と地域運営組織は同列には並ばないのではないか。自治会はまちづくり協議会に含まれる1組織という理解でよいだろうか。

(委員) 私の B 地域では自治会町内会が土台にあり、行事はほとんどが町内会主催。まちづくり協議会はその中の1団体という捉え方をしているので、一概に自治会がまちづくり協議会の1組織とは言えない。

(委員) 私の C 地域では町内会は地縁でできた組織であり、限られた地域の課題に対応している。まちづくり協議会は地域全体に関する取組として、あいさつ運動や地域の公共交通バスに関することなど範囲が広い。

(委員長) 鳥取市は幅広いエリアで合併したことによって、人口規模や世代構成が大きく異なっている。自治会が軸になってまちづくり協議会を運営されているところもあれば、自治会ごとで動くには人手が足りないのでまちづくり協議会の大きな枠で活動するという動き方をしている地域もある。自分の地域と違うということは当然起こり得るものと考えられる。どの地域もまちづくり協議会自体は自治会をベースにしつつ、プラスアルファで諸団体 (PTA 等) が入っているような体制だと思う。

自治会とまちづくり協議会を同列で書くのか、自治会が含まれていると書くのかという点については、ほとんどの地域では「含まれている」という認識がわ

かりやすいと思う。ただ一方で、自治会が引っ張って活動している地域からすると引っかかるのも事実。実態として地域の状況が分化されてしまっているため、落としどころが難しいところ。

(委員) どちらの組織も行政の組織ではなくあくまでも任意団体なので、どっちが上かどっちが下か、どういう運営しているかというのは、条例に書き込むべきことではない。運営自体は個々の地域で決められるものであり、並列表記が一番良いと思っている。明らかにどの地域でも同じ階層組織になっているということであれば、枝番として条例上にも下部組織として載せることはできると思うが、地域によって運用がそれぞれ違うという実態であれば、規定まではしないで、個々の団体が運用したい状況にしておくのが良いと思われる。

(委員) 表現の仕方、どこまで明文化するかはこれからの議論になると思うが、全体的に明文化し過ぎずにはばやかした方がいいのではないかと感じた。言葉の定義を固めすぎず、柔軟性を持たせて表現するのはいかがだろうか。

(委員) はばやかしたほうが良いと思う。条例は頻繁に改正できるものではないので、何か起こったときに対応できるようにある程度柔軟性を持たせることが重要だと思う。

《危機管理について》

(委員) この条文には「防犯」の記載がない。安全で安心なまちは重要であり、市民の生命財産を守るのは、災害やパンデミック以外にも犯罪から守ることでもあるので、防犯を言及した方がいいのではないかと感じた。また、地域コミュニティを地域組織という表現に変えてみても良いと思う。

(事務局) 「鳥取市安全で安心なまちづくり推進条例」が別で制定されているので、その条例との整合性や表現を研究させていただきたい。

(委員) 第24条について、「市民の生命、身体及び財産を～から守るため」にした方が文章としてわかりやすいので、現文から変えなくても良いと思われる。

(委員長) 「感染症」は幅が広い単語だと思う。今は新型コロナウイルスを経験しているのでイメージがしやすいが、おたふく風邪なども感染症に含まれるので不

測の事態となる感染症をどこまで捉えるかということも整理しないといけ
ない。要望として追加する場合、表現はもっと研究してもいいのではと感じた。

(委員) 現在、市・市長・地域コミュニティ・市民に分けているが、役割分担の線
引きは必要なのだろうかと感じた。自助・共助・公助、そのニュアンスが条文に
あった方がいいのではないだろうか。自助が基本であり、そこでどうしてもで
きないときには共助、共助でもどうしてもできないときには公助という流れがあ
ってもいいのかなと感じた。

(委員長) 来年の夏ぐらいまでには、見直し案、社会情勢の適合や運用状況がどう
かというものを最終的に決めて答申していく形になる。本日議論したところの
ように見直しが必要と判断するもの、見直しまで必要はないが運用面で改善が
必要なものについて、引き続き議論させていただきたい。特に大きく議論にな
らないものについては、特記事項なしという形で判断していくことになる。本
日の資料を見ていただきながら、委員の皆さんの中でも少し予習をしておい
ただけると次の会議で事務局案が出てきたときにすんなり理解していただ
けるかなと思う。

② 参画と協働のまちづくりフォーラムについて【資料2】

(事務局) 【資料2説明】

(委員長) まずは誰に対して来てほしいか。ここ数年は、自治会やまちづくり協議会
の関係者向けにフォーラムの枠を使って啓発番組やDVDを作っている。今回は
地域防災とまちづくりというテーマなので、どういう方に来ていただくのが良い
かご意見をいただきたい。

(委員) 地域防災なので、自主防災会の会長は外せない。開催規模にもよるが、
まちづくり協議会、自主防災会会長、防災リーダーもいる。全員となるとすご
い人数になるので、どの規模で、どういうやり方なのかによって参加してい
ただく方は変わってくる。また、民生委員の方には、避難行動要支援者の方への
対応をいただいたり、個別避難計画をつくる役割を担っていただいたりするの
で、地域防災を考えるうえで参加いただきたいと考える。

(委員長) 過去のフォーラムではどれぐらいの会場で実施しているか。

(事務局) 過去、人権交流プラザでは100人前後、市民活動フェスタと合同開催した際はさざんか会館で600人～800人規模で実施している場合もある。

(委員) 規模をどこに定めるか。予算的な問題もあると思うので、市で規模感を固めたうえで議論を進めたほうが良いと思う。

(委員) 佐治町では昨年福祉関係者の支援をいただいた。フォーラムには福祉関係者にも集ってもらい、今後災害が起きたときの対応のために、災害が起きた場合に福祉関係者が地域に入ってどのように支援したらよいか勉強して帰ってもらうのがいいのではないかと思う。

(委員) 私の地域では研修視察として真備町へ足を運んだ。「自分たちのまち自分たちで守る。災害は起こるものなのでできるだけ減災に努める。」ということをお話しいただいた。また、「こういうことが危険だった」「こういう動きをした」ということをドラマ仕立てにしてDVDに残されていた。

(委員長) 平成30年度のときは各地区のまち協の役員さんに来てもらう形で100人前後の規模で実施した。当時はコミュニティセンターとして小規模多機能自治へ移行していくタイミングだったので、豊岡市の担当者の方をお呼びして、佐治や宮下のまちづくり協議会の方にもお話しいただいたようなところ。そこに今回の防災の視点になるともう少し規模を大きくすることになってくると思われる。

(委員) これは平日開催、それとも土日開催になるだろうか。例えばメイン会場からサブ拠点に配信して、オンラインでも見ていただくというやり方もある。さざんか会館の5階は約200席なので、それ以上に参加していただくためには公民館を拠点にしてみてもどうだろうか。一極集中の開催ではなくて、分散型という方法もありだと思う。そのような開催の方法ができるか確認しないといけない。

(委員) 地区公民館での配信が可能であれば、一方的に聞いてばかりではなく話し合えるような時間があったほうが良いと思う。危機管理課が地域防災のチェックリストを作っているのだが、「これができてない」「こういうふうにしよう」と言いながらチェックし合えたらすごい話が弾む。

(委員長) オンライン配信でも一緒に考えてもらう機会を設け、意見交換ができるような仕掛けができればと思う。

(委員) 地域防災のテーマについて、今関心が一番高くなっている時期。現実としていろいろな災害が起こっているので、自主防災会の方だけをターゲットにするのではなく、一般の皆さんも巻き込めるような形での開催が良い。実際に災害を経験された方の事例発表があればより効果的であり、防災に関する知識が少ない人たちにも浸透できるようなフォーラムができればと思っている。

(委員) 財源の話も出ているが、コラボという形はできないか。例えば危機管理課、社会福祉協議会など全てが関わってくる。それぞれの組織がフォーラムのような啓発を行いたいという思いはあると思う。コラボの形がとれると、財源の幅も広がり、場所もいろんな考えができるのでいいのではないかと思う。

(事務局) 地域福祉課と地域共生社会の実現に向けてどのように進めていくか話をしているが、その中で令和6年度は地域防災をテーマに進めていこうという動きがあるので、ぜひコラボしましょうという話をしているところ。

(委員長) それでは、専門の方にも声かけはするものの、住民の方にも来ていただけるような形で、対象者を広めに開催をするということで進めたい。また、配信体制については確認してもらいたいと思う。
日程について、条例見直しに係る答申が終わるまでは難しいのではないかと思う。答申予定の8月以降で、かつ総合防災訓練やねりんピックの時期を外すと11月から12月あたりが現実的ではないかと思う。

(委員) 開催の曜日は重要だと思う。平日開催になると参加できる方が限定されてしまうので、生産年齢の方にも参加してもらいやすい時間帯・曜日が良いと思う。また、ある程度固まったら早めに告知して日程を抑えてもらうことが重要。フォーラムの時期にあわせて、地域の防災訓練へつなげることもできる。

(委員長) コラボする場合は他機関とのスケジュールもあるので、地域福祉課と調整をしていただきたい。また、フォーラムの進め方について、従来は実行委員会形式で進めている。コラボすることを考えると、実行委員会形式の方が進めやすいと思うので、全体の実行委員を組織し、本委員会から何名か、他の関係機関からも何名か参加して動いていけたらスムーズではないかと思う。

(委員長) フォーラムの内容については、実際に経験された方の事例報告をいただくのがわかりやすく関心も高いと思う。とっとり震災支援連絡協議会とは定期的に意見交換している。本委員会には市社協、とっとり県民活動活性化センターからもご出席いただいているので「こんな人いませんか？」ということをお願いいただければと思う。

また、過去には一般の方にも参加していただきやすいようにアトラクションも行ってた。今回のテーマから考えると、防災に係る道具類の体験はよく目にするものであり、最近では大学生が防災ラボというサークルをされているので一緒に活動することができるかもしれない。講演会、事例発表、パネルディスカッションなどの形式は今後固めていくこととさせてもらいたい。

(2) 報告事項

① 地区公民館の幅広い活用に向けて【資料3】

(事務局) 【資料3 説明】

(委員) 宗教団体や政治団体の利用の考え方はどうなるか。

(事務局) 従来の社会教育施設としての制限はなくなる。ただし、宗教の教義を広める等を目的とした住民への勧誘行為などはご遠慮いただきたいものと考えている。

② 協働のまちづくりガイドライン進捗状況について【資料4】

(事務局) 【資料4 説明】

(3) その他

(事務局) 今後のスケジュールとして、2月8日(木)には市長諮問、3月15日(金)には第2回小員会の開催を予定している。令和6年度の日程については追って調整させていただきたい。